

浜長保険センター安全だより

令和 7 年 2 月 2 0 日

浜長保険センター 第 97 号

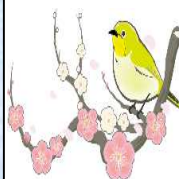
電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571

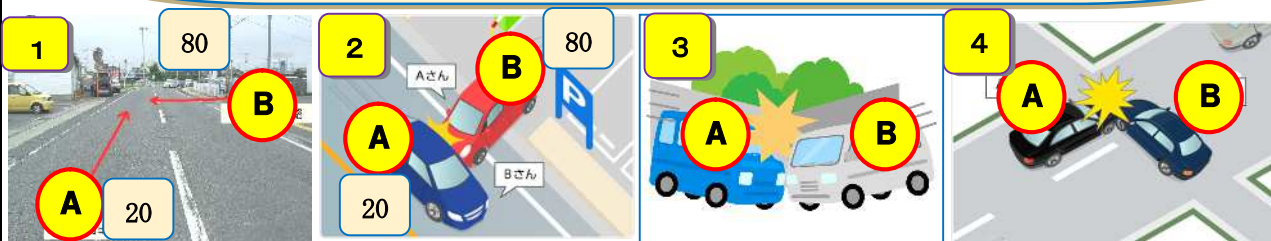


今年の節分は2月3日ではなく2日でした。節分は立春(2月3日)の前日であります。立春が3日になったためです。

日にちが変更される理由は、地球が太陽を1周する時間が365日、ぴったりではなく毎年少しずつ地球の位置がずれているため調整しているそうです。梅のつぼみがふくらみ、さわやかな香りが漂うこの頃、ご健康でお過ごしのことと思います。



契約を頂いているお客様の交通事故を大きく分けると ①スーパー駐車場等から道路に出るとき ②狭い道路から広い道路に出るとき ③広い道路を直進しているとき ④交差点での出会い頭事故などが見られます。自己に過失が小さくても事故を起こせば、事後処理で無駄な費用や時間、精神的負担が生じます。事故防止のため、どのような運転をすべきか? 事例を挙げて過失割合や交通ルールの内容について説明したいと思います。



路外(コンビニなどの駐車場等)から来た車と衝突

見通しがきかない交差点で衝突

優先道路を走行中、衝突

事例1・2 A車は、道路を直進中、道路外から出てきたB車と衝突

Aは、自車が優先であり、Bの前を通り過ぎるまで待ってくれるだろうと思い、進路前方を見ていたが、直前になってBが出てきた。Aは「自車が優先であり、落ち度はない」と思っていた。

Bは、A車が直進していたことを知っていたが、手を挙げたので先に行かせてくれると思い前進した。

過失割合 基本 A 20% B 80% 速度・幹線道路などの諸条件により過失割合は異なります。

過失内容 A 直進車は、道路外(駐車場等)から出てくる車両に注意することは可能であり、安全運転義務違反(道交法第70条)の過失があるとされています。

B 道路に出る場合は、「他の車の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、道路外から道路に入ってはいけない。」と定められています。(道交法第25条の2第1項)

防止対策 A 「直進車が優先であり、出てこないだろうと思い進路前方を見ていた。」、ドライバーは前方注視義務があります。「前方注視」とは、「進路前方だけでなく、進路前方とその左端と右端まで幅広く安全を確認する」ことが求められています。幅広く確認しておれば、左や右から出てくる車の動きが認められ、事前に減速するなどの措置も可能となります。

B 「既に頭を出して待機していた。進路を譲ってくれても良いではないか」と自分本位に解釈せず、交通が途切れたときに前進する。右折する場合に交通量が多いときは右折せず、一旦、左折して適当な場所で転回する方法があります。

事例3 信号機がなく交差点角に建物があり、左右の見通しがきかない交差点でA車とB車が出会い頭事故

信号機がない左右に見通しがきかない交差点では、「徐行」しなければなりません。

「徐行」とは、直ちに停止することができるような速度と定義されています。ブレーキを踏んで概ね1メートル以内で停止することができる速度をいい、裁判例として時速10km以下と解しているのが大勢のようです。従いまして、時速50kmから時速15~20kmに減速しても徐行したことになりません。

事例4の過失割合や優先道路とは? 交差点での優先順位? について、次回、詳しく説明します。

